

【住宅用太陽光発電システム チェックリストを作成】

【背景】

固定価格買取制度（FIT 制度）の導入後、我が国における再エネ発電設備、とりわけ太陽電池発電システムが急増している。太陽電池発電システムについては、事故件数・事故率ともに増加の傾向にあり、また自然災害の度に再エネ発電設備の事故が発生していることを背景に、再エネ発電設備の安全確保に対する社会的な要請も高まっている。

このような状況から経済産業省電力安全課所管の電気保安制度 WG にて、再エネ発電設備に対する規制内容の改正が検討されており、検討の中で太陽光発電システムの適切な保守点検を確保するために今後講じるべき取組みとして、住宅事業者が行う住宅の定期点検に併せて太陽光発電システムを点検するための簡易なチェックリストを策定することが決められた。

【目的】

太陽光発電システムの設置・管理責任は、発電設備の施工業者や設備メーカー等ではなく、発電設備の所有者（システム所有者）が負うこととされている。

資源エネルギー庁が発行している「なっとく！再生可能エネルギー固定価格買取制度よくある質問」※1の Q2-54 においても、「住宅用太陽光発電の場合も、保守点検及び維持管理計画を策定していただく必要があります。住宅用太陽光発電では、専門的な保守点検等は難しい場合も想定されるため、最低限、目視等で異常がないかを確認する等の措置を考えていただき、保守点検及び維持管理計画の内容を検討してください。」と明記されている。

このため、住宅事業者が住宅整備と併せて設置した太陽光発電システムの保守点検等をシステム所有者から委託された場合、住宅事業者が住宅の定期点検に併せて太陽光発電システムの定期点検を実施する際に参照できる簡易な点検チェックリストを作成したので、会員各社の実状等に併せて活用されたい。

【適用範囲】

本チェックリストの対象は、（一社）住宅生産団体連合会の（会員企業会員企業のグループ企業を含む）及び会員団体の会員企業（以下「会員企業等」という）が住宅整備と併せて設置した住宅用太陽光発電システムとする。（会員会社等が住宅の新築又はリフォームに際して設置を行い、かつ、システム所有者から保守点検等を委託された太陽光発電システムが対象。）